

佐賀県保育士試験

年月日
平成18年3月24日(金)
時
午後第2回
開催時間

Ⅲ 次

(◎母語で試験規則に沿って行われる)

△ 押

○平成十八年度佐賀県保育士試験の実施

- 次のいずれかに該当する者は、受験することができます。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に2年以上在学（短期大学は卒業）して62単位以上修得した者又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が認める者
- (2) 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、児童福祉施設において、2年以上児童の保護に従事したもの
- (3) 児童福祉施設において5年以上児童の保護に従事した者
- (4) 平成3年3月31日までに次のいずれかの条件を満たした者

ア 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれと同等する学校教育を終了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、児童福祉施設において、3年以上児童の保護に従事しています。

平成18年3月24日

佐賀県知事 古川 康

△ 押

(1) 筆記試験 平成18年8月2日（水）及び3日（木）

(2) 実技試験 平成18年10月15日（日）

2 試験の場所

(1) 筆記試験 佐賀市白山二丁目7番1号 佐賀市交流センター

(2) 実技試験 佐賀市本庄町本庄1313 佐賀女子短期大学

3 試験の科目

(1) 社会福祉

(2) 児童福祉

(3) 発達心理学及び精神保健

(4) 小児保健

(5) 小児栄養

(6) 保育原理

号外第2号
報公県賀佐
1 平成18年3月24日(金)

- (7) 教育原理及び養護原理
(8) 保育実習

4 受験資格

- 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い知事が適当な資格を有すると認定した者

5 実施要項及び受験申請書の配布

(1) 請求先 郵便番号 171-0033

社団法人保育士養成協議会保育士試験事務センター

(2) 請求期間 平成18年4月10日(月)から5月12日(金)まで

(5月12日の消印があるものまで受け付けます。)

なお、各市町村の児童福祉担当窓口で試験の案内等を配布しています。

6 受験申請書の受付

(1) 受付期間 平成18年5月8日(月)から5月19日(金)まで

(2) 受付場所 郵便番号 171-0033

東京都豊島区高田三丁目19番10号

社団法人保育士養成協議会保育士試験事務センター

(3) 受験手数料 12,700円(実施要項で指示された方法に従い納付してください。)

受験申請書の提出は、簡易書留による郵送に限り、平成18年5月19日(金)の消印のあるものまで受け付けます。

7 問い合わせ先

社団法人保育士養成協議会保育士試験事務センター

電話 0120-419-482